

計画作成年度	令和2年度
変更年度	令和3年度
変更年度	令和4年度
計画主体	鹿児島県出水市

# 出水市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名

鹿児島県出水市産業振興部  
農政課・農林水産整備課

所 在 地

鹿児島県出水市緑町1番3号

電 話 番 号

0996-63-2111(内線2232)

F A X 番 号

0996-63-4131

メ ー ル ア ド レ ス

nousei\_c@city.kagoshima-izumi.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。  
2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、スズメ、カラス、カモ、ヒヨドリ、アナグマ、タヌキ、カワウ、その他鳥類(ツル)
計画期間	令和3年度～令和5年度
対象地域	鹿児島県出水市

※カモは、マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒヨドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ及びクロガモとする。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状(令和元年度)

(単位:千円/ha)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲	7,631千円 7.1ha
	果樹(みかん)	6,825千円 3.3ha
	いも類(甘しょ)	923千円 0.8ha
	林産物(タケノコ)	3,281千円 2.6ha
	農産物被害:計 林産物被害:計	15,379千円 11.2ha 3,281千円 2.6ha
	小計	18,660千円 13.8ha
ニホンジカ	水稲	566千円 0.5ha
	林産物(タケノコ)	677千円 0.5ha
	幼齢林	21,615千円 25.4ha
	農産物被害:計 林産物被害:計	566千円 0.5ha 22,292千円 25.9ha
	小計	22,858千円 26.4ha
スズメ	水稲	1,710千円 1.6ha
	小計	1,710千円 1.6ha
カラス	水稲	310千円 0.3ha
	果樹(みかん)	1,848千円 0.9ha
	野菜(そらまめ等)	714千円 0.2ha
	いも類(甘しょ等)	261千円 0.3ha
	小計	3,133千円 1.7ha
カモ	水稲	1,058千円 1.0ha
	水産物(養殖海苔)	4,936千円 500枚
	農産物被害:計 水産物被害:計	1,058千円 1.0ha 4,936千円 500枚
	小計	5,994千円 1.0ha 500枚
ヒヨドリ	果樹(みかん)	1,848千円 0.9ha
	野菜(ブロッコリー)	792千円 0.4ha
	小計	2,640千円 1.2ha
アナグマ	水稲	289千円 0.3ha
	いも類(甘しょ)	819千円 0.7ha
	小計	1,108千円 1.0ha
カワウ	水産物(アユ)	733千円 12,870尾
	小計	733千円 12,870尾
その他鳥類(ツル)	水稲	310千円 0.3ha
	麦類(大麦)	16千円 0.0ha
	野菜(そらまめ等)	714千円 0.2ha
	いも類(パレイシヨ)	467千円 0.2ha
	小計	1,508千円 0.7ha
計	農産物被害:計 林産物被害:計 水産物被害:計	27,101千円 19.9ha 25,573千円 28.5ha 5,669千円 500枚 12,870尾
	合計	58,343千円 48.4ha 500枚 12,870尾

※タヌキの被害の計上はなし。

※四捨五入の関係で、計と内訳の計が一致しない場合がある。

(2) 被害の傾向

近年、出水市における鳥獣被害は減少傾向ではあるが、依然としてイノシシなどを中心に農林水産物が被害を受け、令和元年度の被害額は約58,343千円となるなど深刻な問題となっている。

	被害の発生時期	被害の発生場所	被害増減傾向	対象作物
イノシシ	3～5月	大川内、武本、上鯖淵、下鯖町、境町、柴引、大久保、下高尾野、江内、上名、下名	減少傾向(被害防止対策の効果)	タケノコ
	6～11月	大川内、武本、上鯖淵、下鯖町、境町、美原町、柴引、大久保、下高尾野、江内、上名、下名		水稲、サツマイモ等
ニホンジカ	年間	大川内、武本、上鯖淵、下鯖町、境町、柴引、大久保、下高尾野、上名		林産物、果樹、野菜類、水稲幼齢林(剥皮被害)
スズメ	6～10月	市内全域		水稲
カラス	年間	市内全域		果樹・豆類・野菜等
カモ	11～1月	福ノ江地域		養殖海苔
	2～5月	干拓地域		水稲
ヒヨドリ	11～5月	市内全域		果樹・野菜
アナグマ・タヌキ	6～3月	市内全域		水稲、いも類
カワウ	年間	市内全域		アユ
その他鳥類(ツル)	12～3月	市内全域	麦類、豆類	

(3)被害の軽減目標

(単位:千円/ha)

指標	現状値(令和元年度)		目標値(令和5年度)		軽減率(%)
イノシシ	13.8ha	18,660千円	9.7ha	13,062千円	30%
ニホンジカ	26.4ha	22,858千円	18.4ha	16,001千円	30%
スズメ	1.6ha	1,710千円	1.1ha	1,197千円	30%
カラス	1.7ha	3,133千円	1.2ha	2,193千円	30%
カモ	1.0ha 500枚	5,994千円	0.7ha 350枚	4,196千円	30%
ヒヨドリ	1.2ha	2,640千円	0.8ha	1,848千円	30%
アナグマ・タヌキ	1.0ha	1,108千円	0.7ha	776千円	30%
カワウ	12,870尾	733千円	9,009尾	513千円	30%
その他鳥類(ツル)	0.7ha	1,508千円	0.5ha	1,056千円	30%
合計	48.4ha	58,344千円	33.9ha	40,840千円	

※ カモについては、養殖海苔の被害枚数(1枚あたり1.5m×36m)

※ 四捨五入の関係で、計と内訳の計が一致しない場合がある。

(4)従来講じてきた被害防止対策

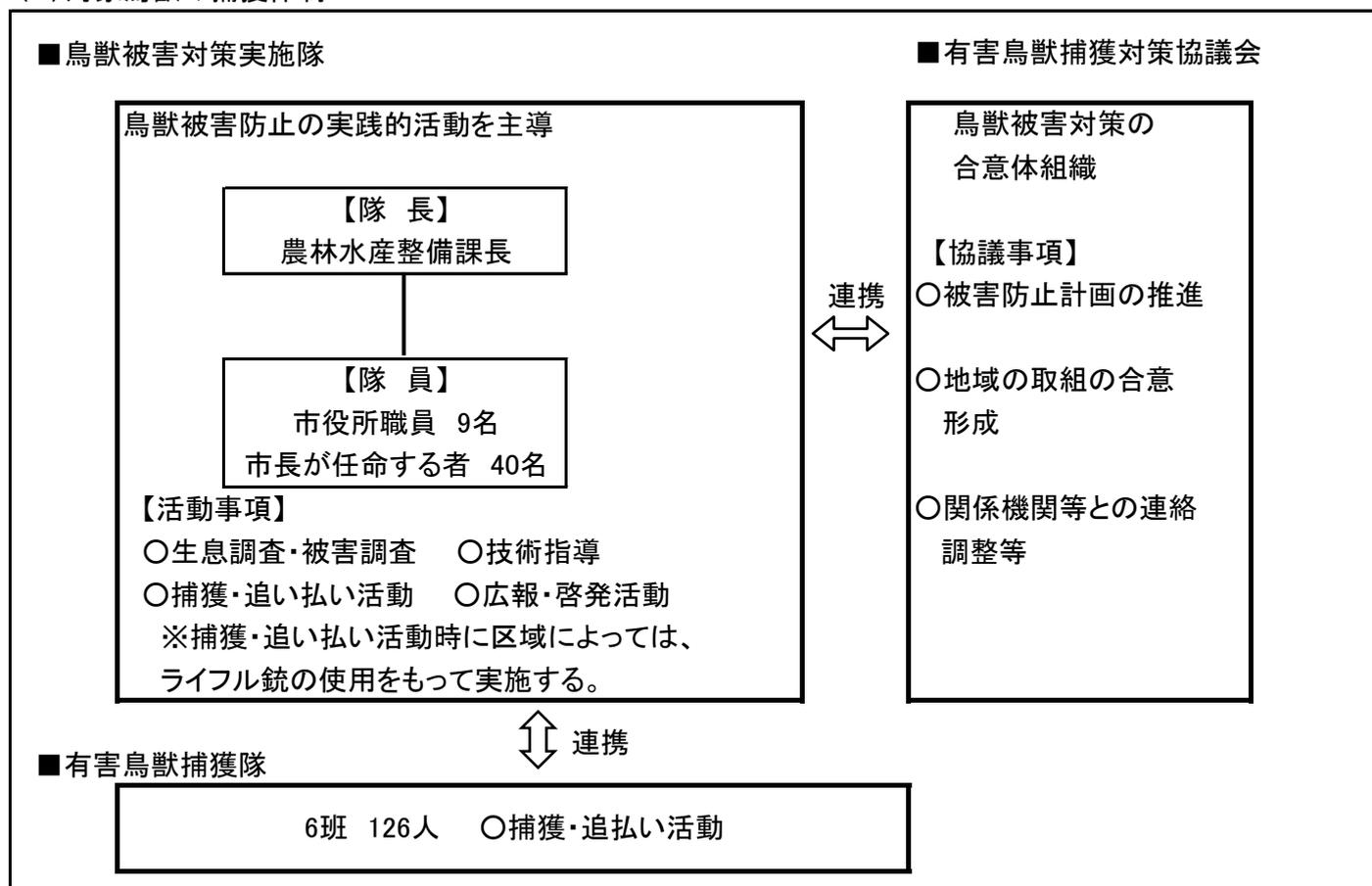
従来講じてきた被害防止対策		課題			
捕獲等に関する取組	<p>農業者からの捕獲依頼により、市が鳥獣被害対策実施隊及び有害鳥獣捕獲隊に出動を指示し、一定期間内に捕獲することで、被害軽減に努めてきた。</p> <p>また、鳥獣被害防止総合対策交付金で平成29年度にアナグマ捕獲機75基、ドックナヒ2基、同30年度にアナグマ捕獲機13基、ドックナヒ34基、令和元年度に箱わな(イノシシ用)26基を導入し活用した。</p> <p>なお、捕獲従事者を確保するため、狩猟免許取得助成を行った。</p> <p>H29年度 10人 H30年度 15人 R元年度 10人</p>		<p>捕獲指示後の捕獲の実施は、実施隊員及び捕獲隊員に任せているが、高齢化や後継者不足が深刻化していることから、迅速な対応がとられない場合がある。</p>		
	鳥獣名	R元捕獲頭数			助成単価
	イノシシ	421頭			6,000円/頭
	シカ	709頭			6,000円/頭
	カラス	1,011羽			600円/羽
	アナグマ	256頭			3,400円/頭
	タヌキ	15頭			3,400円/頭
	カモ	罽網			1,500千円
	カワウ	追払い(銃器)			400千円
		追払い(花火)			800千円
※市単独事業					
防護柵の設置等に関する取組	<p>鳥獣被害防止総合対策交付金等を活用し、侵入防止柵(電気柵・WM柵等)の設置者に対し導入費の補助を行ってきた。</p> <p>&lt;県補助事業(国庫事業)&gt;</p>			<p>侵入防止柵(電気柵・金網柵等)の設置は主に市内の里山に隣接した農地で取り組まれているが、団地的な取組でないケースがあるため、集落等地域での組織的な取組を推進する必要がある。</p> <p>また、被害地区が山間地から平野部まで広がる懸念されることから、当該地域における餌場になりやすい荒廃農地の解消や鳥獣被害に関する啓発活動の推進等が課題となっている。</p>	
	実施年度	鳥獣名	侵入防止柵		
	元	イノシシ シカ	電気柵 ワイヤーメッシュ柵		13,636m×4段 21,774m
	30	イノシシ シカ	電気柵 ワイヤーメッシュ柵		6,300m×2段 2,405m×4段 17,210m
	29	イノシシ シカ	ワイヤーメッシュ柵		13,000m
受益面積					
			40.5ha 56.9ha 8.6ha 3.7ha 72.8ha 19.0ha		

(5)今後の取組方針

<p>集落全体の餌場を解消し、市民に対する鳥獣被害対策に関する普及啓発を図るとともに、地域住民が主体となって、鳥獣の棲み処となる荒廃農地における下草の刈払いや、追払い活動を推進するための話し合い活動を促進する。</p> <p>侵入防止柵については、鳥獣被害防止総合対策交付金を活用しつつ、団地的な取組を進めることで、より効果的な被害防止策の推進を図る。また、捕獲については、実施隊及び捕獲隊による有害鳥獣捕獲を実施する。</p> <p>今後の計画</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>鳥獣被害対策における市民への普及啓発</li> <li>地域住民が主体となった集落環境整備の促進</li> <li>有害鳥獣捕獲を迅速に行うための体制整備</li> <li>集落の話し合い活動による効果的な侵入防止柵設置の推進</li> <li>捕獲従事者の確保(狩猟免許取得費用・研修会費用助成)</li> <li>ツル休遊地の分散化による集中被害防止の推進</li> </ol>
--

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制



(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和3年度	イノシシ ニホンジカ スズメ カラス カモ ヒヨドリ アナグマ タヌキ カワウ	鳥獣の棲みにくい環境づくりの推進や、実施隊及び捕獲隊との連携を図り、鳥獣の駆除要望に迅速に対応できる組織体制づくりを図る。 また、鳥獣捕獲に従事する後継者の育成を目的とした、各種講習会への参加呼びかけを行い、捕獲従事者の確保に努める。 有害鳥獣捕獲隊に対し捕獲費用等の支援を行い、また箱わな等の捕獲機材の整備を進めながら捕獲実績の向上を図る。 獣肉処理加工施設を整備し、捕獲した鳥獣の買い取りを行うことで、捕獲者の負担軽減による捕獲意欲の増大と資源としての利活用を図る。
令和4年度	イノシシ ニホンジカ スズメ カラス カモ ヒヨドリ アナグマ タヌキ カワウ	鳥獣の棲みにくい環境づくりの推進や、実施隊及び捕獲隊との連携を図り、鳥獣の駆除要望に迅速に対応できる組織体制づくりを図る。 また、鳥獣捕獲に従事する後継者の育成を目的とした、各種講習会への参加呼びかけを行い、捕獲従事者の確保に努める。 有害鳥獣捕獲隊に対し捕獲費用等の支援を行い、また箱わな等の捕獲機材の整備を進めながら捕獲実績の向上を図る。 獣肉処理加工施設を整備し、捕獲した鳥獣の買い取りを行うことで、捕獲者の負担軽減による捕獲意欲の増大と資源としての利活用を図る。
令和5年度	イノシシ ニホンジカ スズメ カラス カモ ヒヨドリ アナグマ タヌキ カワウ	鳥獣の棲みにくい環境づくりの推進や、実施隊及び捕獲隊との連携を図り、鳥獣の駆除要望に迅速に対応できる組織体制づくりを図る。 また、鳥獣捕獲に従事する後継者の育成を目的とした、各種講習会への参加呼びかけを行い、捕獲従事者の確保に努める。 有害鳥獣捕獲隊に対し捕獲費用等の支援を行い、また箱わな等の捕獲機材の整備を進めながら捕獲実績の向上を図る。 獣肉処理加工施設を整備し、捕獲した鳥獣の買い取りを行うことで、捕獲者の負担軽減による捕獲意欲の増大と資源としての利活用を図る。

(3)対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

鹿児島県鳥獣保護事業計画や特定鳥獣保護管理計画等に基づき、捕獲を実施する。

① イノシシ 捕獲実績については、平成29年度321頭、平成30年度454頭、令和元年度421頭である。農作物被害は減少に転じているものの、捕獲依頼は増加傾向にあり、これまで被害報告が少なかった地域においても被害が発生していることから、生息域も拡大していると思われる。こうしたことから、捕獲計画数については、令和元年度捕獲数の約1.9倍の800頭とし、被害報告の多い中山間地域を中心に銃器・わなを主体とした捕獲を進め、適正な個体管理(被害の軽減)に努める。
② ニホンジカ 捕獲実績については、平成29年度555頭、平成30年度560頭、令和元年度709頭である。捕獲依頼は増加傾向にあり、これまで被害報告が少なかった地域においても被害が発生していることから、生息域も拡大し、個体数も大きく増加しているものと思われる。こうしたことから、捕獲計画数については、令和元年度捕獲数の約1.8倍の1,300頭とし、被害報告の多い中山間地域を中心に銃器・わなを主体とした捕獲を進め、適正な個体管理に努めてきたところであるが、稲への被害が増えるなど依然として捕獲依頼が多く、個体数もさらに増加していると思われるため、令和4、5年度の捕獲数を2,300頭に増頭し、更なる捕獲の強化を図る。 (R2, 3年度の捕獲実績: R2 858頭, R3 1,302頭)
③ スズメ 過去3年間の捕獲実績はないが、今後も稲等の被害が予想されることから、捕獲計画数を1,000羽とし、市内全域において銃器等による捕獲を実施する。
④ カラス 捕獲実績については、平成29年度1109羽、平成30年度1037羽、令和元年度1,039羽である。農作物被害は減少傾向であり、捕獲依頼もほぼ横ばいであるが、生息数の拡大がみられるため、捕獲計画数については、令和元年度捕獲数の約2倍の2,000羽とし、中山間地域を中心に銃器・わなを主体とした捕獲を進め、適正な個体管理(被害の軽減)に努める。
⑤ カモ 捕獲については、狩猟期間及び捕獲許可期間(ツル保護区内)に行っている。 今後も養殖海苔等の被害が予想されることから、八代海沿岸地域において銃器により捕獲を実施する。また、早期稲は植付直後に被害傾向があることから、捕獲計画数は防除相談の件数等を加味し、4,000羽とする。
⑥ ヒヨドリ 過去3年間の有害捕獲実績はない。捕獲については狩猟期間に行っている。 しかし、スズメ同様防除相談もあることから、捕獲計画数は防除相談の件数等を加味し、500羽とする。
⑦ アナグマ 捕獲実績については、平成29年度261頭、平成30年度264頭、令和元年度256頭である。農作物被害及び捕獲依頼はほぼ横ばいではあるが、生息域も拡大していることから、捕獲計画数については、令和元年度捕獲数の約1.5倍の400頭とし、被害報告のあった地域を中心にわなを主体とした捕獲を進め、適正な個体管理(被害の軽減)に努める。
⑧ タヌキ 捕獲実績については、平成29年度11頭、平成30年度18頭、令和元年度15頭である。アナグマと同様に防除相談が増加傾向であることから、捕獲計画数は防除相談の件数等を加味し、100頭とする。
⑨ カワウ 過去の実績として、平成29年度は0羽、平成30年度は7羽、令和元年度は10羽となっている。捕獲計画数は100羽とし、米ノ津川に生息するカワウの個体数及び分布の調査や銃による駆除及び花火等による追払いを行う。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
イノシシ	800頭	800頭	800頭
ニホンジカ	1,300頭	2,300頭	2,300頭
スズメ	1,000羽	1,000羽	1,000羽
カラス	2,000羽	2,000羽	2,000羽
カモ	4,000羽	4,000羽	4,000羽
ヒヨドリ	500羽	500羽	500羽
アナグマ	400頭	400頭	400頭
タヌキ	100頭	100頭	100頭
カワウ	100羽	100羽	100羽

捕獲等の取組内容

鳥獣の捕獲については、銃器及びわなを使用し、農作物の収穫時期等被害発生が予期される時期を重点的に、実施隊及び捕獲隊の協力の下、個体数調整に取り組む。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
ライフル銃については、猟犬の配置が困難となる危険な地形の捕獲区域及び対象鳥獣(イノシシ、シカ)が遠方位置となるなどの捕獲状況等を考慮し、通年、必要な場合で、使用許可者の使用に限るものとし、使用に当たっては安全に十分配慮する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容 ※国庫事業		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
イノシシ、ニホンジカ、アナグマ、タヌキ等	電気柵 延長20,100m×4段 受益面積12ha  WM柵 延長 37,820m 受益面積95ha	電気柵 延長10,000m×4段 受益面積10ha  WM柵 延長 15,000m 受益面積25ha	電気柵 延長10,000m×4段 受益面積10ha  WM柵 延長 15,000m 受益面積25ha
スズメ、カラス、ヒヨドリ、カワウ			

(2) その他被害防止に関する取組

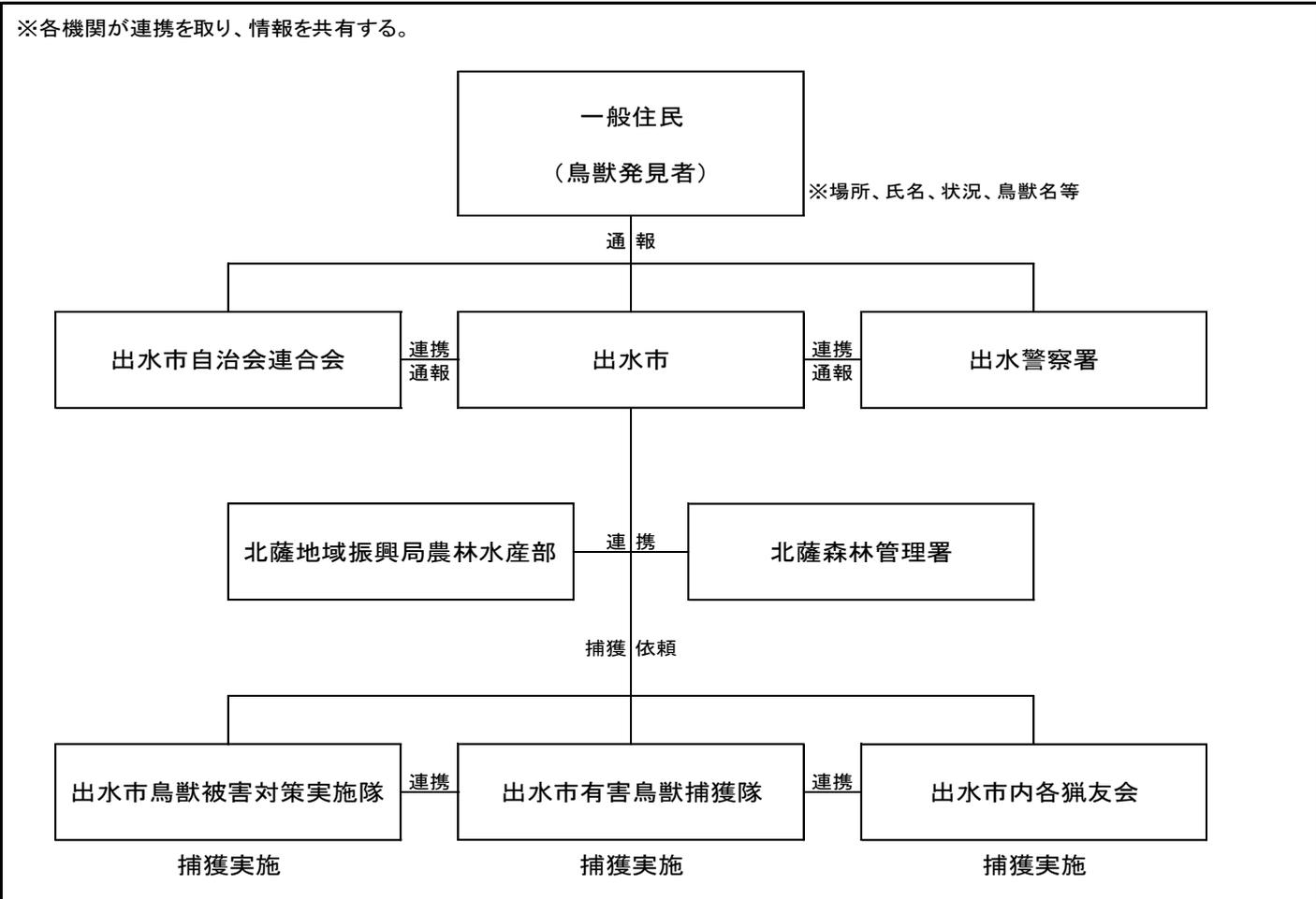
年度	対象鳥獣	取組内容
令和3年度	イノシシ ニホンジカ スズメ カラス カモ ヒヨドリ アナグマ タヌキ カワウ ツル	鳥獣の餌となる放任果樹の解消や、鳥獣の潜み場所となりやすい荒廃農地の解消の推進を図るため、鳥獣被害対策実施隊が中心となって、地域座談会や現地研修会などで侵入防止策の設置・管理指導を行うほか、農作物残渣の適正処理、荒廃農地の解消などを実施する。特に中山間地域については、重点的に侵入防止対策の推進を図るほか、市民に対して被害情報の提供等による注意喚起を行う。 米ノ津川に生息するカワウについては個体数及び分布を調査するとともに、有害鳥獣捕獲されたカワウの胃内容物調査も実施し、食害魚種を把握する。 また、特別天然記念物であるツルについては、鹿児島県ツル保護会と連携しながら、赤銀テープ等により、ほ場への侵入を抑制する。
令和4年度	イノシシ ニホンジカ スズメ カラス カモ ヒヨドリ アナグマ タヌキ カワウ ツル	鳥獣の餌となる放任果樹の解消や、鳥獣の潜み場所となりやすい荒廃農地の解消の推進を図るため、鳥獣被害対策実施隊が中心となって、地域座談会や現地研修会などで侵入防止策の設置・管理指導を行うほか、農作物残渣の適正処理、荒廃農地の解消などを実施する。特に中山間地域については、重点的に侵入防止対策の推進を図るほか、市民に対して被害情報の提供等による注意喚起を行う。 米ノ津川に生息するカワウについては個体数及び分布を調査するとともに、有害鳥獣捕獲されたカワウの胃内容物調査も実施し、食害魚種を把握する。 また、特別天然記念物であるツルについては、鹿児島県ツル保護会と連携しながら、赤銀テープ等により、ほ場への侵入を抑制する。
令和5年度	イノシシ ニホンジカ スズメ カラス カモ ヒヨドリ アナグマ タヌキ カワウ ツル	鳥獣の餌となる放任果樹の解消や、鳥獣の潜み場所となりやすい荒廃農地の解消の推進を図るため、鳥獣被害対策実施隊が中心となって、地域座談会や現地研修会などで侵入防止策の設置・管理指導を行うほか、農作物残渣の適正処理、荒廃農地の解消などを実施する。特に中山間地域については、重点的に侵入防止対策の推進を図るほか、市民に対して被害情報の提供等による注意喚起を行う。 米ノ津川に生息するカワウについては個体数及び分布を調査するとともに、有害鳥獣捕獲されたカワウの胃内容物調査も実施し、食害魚種を把握する。 また、特別天然記念物であるツルについては、鹿児島県ツル保護会と連携しながら、赤銀テープ等により、ほ場への侵入を抑制する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じる恐れがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
出水市	関係機関との連携、住民への周知、捕獲依頼等
北薩地域振興局農林水産部	市と連携した対応、関係機関との連絡調整等
出水警察署	市と連携した対応、住民の安全確保、避難誘導等
北薩森林管理署	市と連携した対応、関係機関との連絡調整等
出水市鳥獣被害対策実施隊	市と連携した対応、鳥獣捕獲の実施
出水市有害鳥獣捕獲隊	市と連携した対応、鳥獣捕獲の実施
出水市内各猟友会	市と連携した対応、鳥獣捕獲の実施
出水市自治会連合会	市と連携した対応、放送設備を活用した緊急放送等

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

イノシシ、シカ、アナグマ、カモについては、ジビエ食肉処理施設「大幸」への搬入又は埋設処分とする。  
それ以外の鳥獣については、埋設処分とする。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

イノシシ、シカ、アナグマ、カモのうち一部は、ジビエ食肉処理施設「大幸」において解体・処理し、食品として有効利用を図る。また、商談会にも積極的に参加し、販路の拡大を図るとともに研修会も開催し、解体処理技術の向上と食品としての高品質管理に努める。

<目標処理頭数>

	現状(令和元年度)	目標(令和5年度)
イノシシ	70	160
シカ	257	320
アナグマ	72	140
カモ	5,050	5,100

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	出水市有害鳥獣捕獲対策協議会
構成機関の名称	役割
出水市産業振興部 農林水産整備課	出水市産業振興部農政課と連携して事務局を担当し、協議会に関する連絡調整及び被害防止計画の作成や被害防止技術指導を行う。
出水市産業振興部 農政課	出水市産業振興部農林水産整備課と連携して事務局を担当し、協議会に関する連絡調整及び被害防止計画の作成や被害防止技術指導を行う。
北薩森林管理署	国有林に関する情報の提供、鳥獣保護に関する情報交換等を行う。
鹿児島県北薩地域振興局 農林水産部	鳥獣被害防止対策に関する支援策等の情報提供、協議会の運営に関する指導・助言等を行う。
出水警察署	狩猟事故防止に関する情報提供を行う。
出水市内各猟友会	被害情報の提供と、有害鳥獣捕獲指示書に基づく鳥獣捕獲の実施を行う。
鹿児島いずみ農業協同組合	被害情報の収集や被害防止対策の技術指導等を行う。
北さつま漁業協同組合	被害情報の収集や被害防止対策の技術指導等を行う。
北薩森林組合	被害情報の収集や被害防止対策の技術指導等を行う。
鹿児島県ツル保護会	被害情報の収集や被害防止対策の技術指導等を行う。
出水市自治会連合会	有害鳥獣関連情報の提供を行う。
合同会社大幸	有害鳥獣の地域資源としての活用に関する情報提供と、捕獲した有害鳥獣を受け入れ食肉処理を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
国	有害鳥獣関連情報の提供並びに被害防止技術の情報提供、その他必要な連携を図る。
鹿児島県	有害鳥獣関連情報の提供並びに被害防止技術の情報提供、その他必要な連携を図る。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

設置年月日:平成25年3月22日(民間隊員設置:平成26年10月1日) 構成:市職員 10人(うち狩猟免許保持者0人)、民間隊員40人(猟友会) 活動内容:地域内における生息調査・被害調査、技術指導、捕獲・追い払い活動、広報・啓発活動
---

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

協議会での情報は、各関係機関の職員全員で共有し、被害対策を図る。
----------------------------------

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害軽減を着実に実施するためには、防護・捕獲・地域の環境整備等の総合的な対策が重要であることから、出水市鳥獣被害防止対策協議会が関係機関と連携を密にして被害対策に取り組むこととし、集落住民に対し、研修会や講習会を開催する。
---

その他

○被害防止計画作成経過

計画作成年度	公表年月日
平成21年度(1期)	平成21年 9月 8日
平成24年度(2期)	平成25年 3月25日
平成24年度(2期変更)	平成26年10月 6日
平成27年度(3期)	平成27年 3月30日
平成27年度(3期変更)	平成28年 1月29日
平成28年度(3期変更)	平成28年12月 1日
平成30年度(4期)	平成30年 3月26日
令和3年度(5期)	令和 3年 3月31日
令和3年度(5期変更)	令和 3年 9月24日
令和4年度(5期変更)	令和 4年12月28日